

令和4年度第1回アレルギー疾患医療連絡協議会

【日時】令和4年6月23日（木）19:00～20:00

【場所】オンラインWEB会議（「Zoom」を使用）

【出席者】○委員

くす小児科 久寿会長、愛媛大学医学部附属病院 日浅副会長
松山赤十字病院 兼松委員、愛媛生協病院 立川委員
愛媛県立中央病院 中西委員

○オブザーバー

愛媛県栄養士会 会長 利光氏
愛媛県教育委員会保健体育課 指導主事 泉氏

○事務局

健康増進課 丹課長、濱田主幹
（難病対策係）小笠原係長、戒能主事、宇和川技師

【議事】

○議題1 愛媛県のアレルギー対策について 資料1～4

（事務局説明）

- ・「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が令和4年3月14日に一部改正「リウマチ・アレルギー特別対策事業実施要綱」においては「喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当者（医療機関）名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供は必須の事業」と記載されている。これらの項目についても取組みが必要である。
- ・県行政としての取組みの実態を示せるものが必要。まずは現状の把握をしていきたい。

○議題2 アレルギー疾患医療拠点病院について 資料5-1、5-2

- ・アレルギー学会専門研修新制度については、全国一律で保留となっている。
- ・拠点病院としては、①一般向けの公開講座の実施 ②アレルギー疾患医療拠点病院のホームページの作成 ③愛媛小児吸入療法研究会への支援の3本柱で活動を実施していく予定である。

○議題3 乳アレルギー用ミルクの使用量調査について 資料6-1、6-2

- ・大規模災害に備えて、乳アレルギー用ミルクの備蓄が必要であり、実態に即した蓄量を調査するためのアンケートを令和4年8月に今治市にて実施することを検討している。

○その他 意見交換

- ・公開講座の開催にあたっては、松山市あるいは県の規定に則って開催し、感染状況によってはウェブ配信のみにすることも検討する必要がある。
- ・アレルギー協会主催の一般向けの公開講座はコロナで中止している。今後コロナが終息すればアレルギー疾患医療拠点病院と協力して公開講座を実施していければいい。
- ・人材育成という観点から、医療従事者等を対象とした講習会も今後は企画していく必要がある。
- ・臨床現場での印象では、児童の重症アレルギー患者は減少しているように感じる。児童の食物アレルギー患者の実態が把握できるデータがあればありがたい。
→文部科学省で「学校生活における健康管理に関する調査」を10年ごとに実施している。今年調査を実施し、来年度に結果が公表予定である。
- ・今後アレルギー疾患医療拠点病院を中心にオール愛媛で診療体制を整えていきたい。

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の主な改正点

(令和 4 年 3 月 14 日付け 厚生労働省健康局長通知より抜粋)

① アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について

- ・両親学級等の機会を活用し、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことの明記

② アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について

- ・医療従事者として歯科医師及び管理栄養士の明記
- ・アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成等について中心拠点病院及び都道府県拠点病院等の協力のもと推進することの明記
- ・「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことの明記

③ アレルギー疾患に関する調査及び研究について

- ・「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略」に基づき、患者の視点に立った研究を推進することの明記

④ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について

- ・地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることの明記

愛媛県アレルギー疾患対策事業の取組みについて

資料 2

R4.6.23 アレルギー疾患医療連絡協議会資料

	アレルギー疾患対策について	アレルギー疾患の医療提供体制について
R3年度の協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の中心は気管支喘息と食物アレルギー →生死にかかわる可能性が高いこと、 長期に渡る自己管理が重要であるため ・協議会委員については必要に応じて追加 ・県ホームページにアレルギー疾患に関する情報を掲載 ・化学物質過敏症についてもホームページに情報を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県アレルギー疾患医療拠点病院の選定 →愛媛大学医学部附属病院を 愛媛県アレルギー疾患医療拠点病院とする方針に
R3年度の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（新規） ・県のホームページに情報を掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県アレルギー疾患医療拠点病院の情報を掲載 ・愛媛県アレルギー疾患医療連絡協議会の情報を掲載 ・各種ガイドライン、マニュアルの掲載 ・化学物質過敏症に関する情報を掲載 ・関連リンクの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県アレルギー疾患医療拠点病院の選定 →愛媛大学医学部附属病院を愛媛県アレルギー疾患医療拠点病院に指定
R4年度の取組み (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭、栄養士会との連携強化 →アレルギー疾患医療連絡協議会にオブザーバーとして参加 ・県行政のアレルギー疾患対策に関する取組み状況調査 →関係各課へのヒアリング等 ・拠点病院と連携し、公開講座等の開催を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患医療拠点病院に業務委託 →愛媛大学医学部附属病院に人材育成や普及啓発活動等の事業を 業務委託

医療拠点病院委託事業委託業務概要

1 目的

アレルギー疾患を有する者が、居住する地域に関わらず等しくそのアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるようにするための体制を整備することを目的とする。

2 事業内容

(1) 人材育成事業

地域の医療・福祉・保健・教育関係者を対象としたアレルギー疾患に関する研修会を開催し、アレルギー疾患患者・家族の支援者となる人材を養成する。

(2) アレルギー疾患対策を行う関係団体への支援事業

アレルギー疾患対策に取り組んでいる関係団体への支援を行う。

(3) その他、公開講座の開催等のアレルギー疾患に関する普及・啓発事業

3 実施期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、令和4年4月1日から契約締結の日の前日までに、大学病院が県の委託業務として実施した行為は、この契約に基づいて実施した業務とみなす。

4 報告書

大学病院は、上記2の業務について、委託契約書により、実施状況等の報告書を作成し提出する。

5 予算

600 千円

(款) 衛生費 (項) 公衆衛生費 (目) 予防費 (節) 委託料

6 委託対象経費

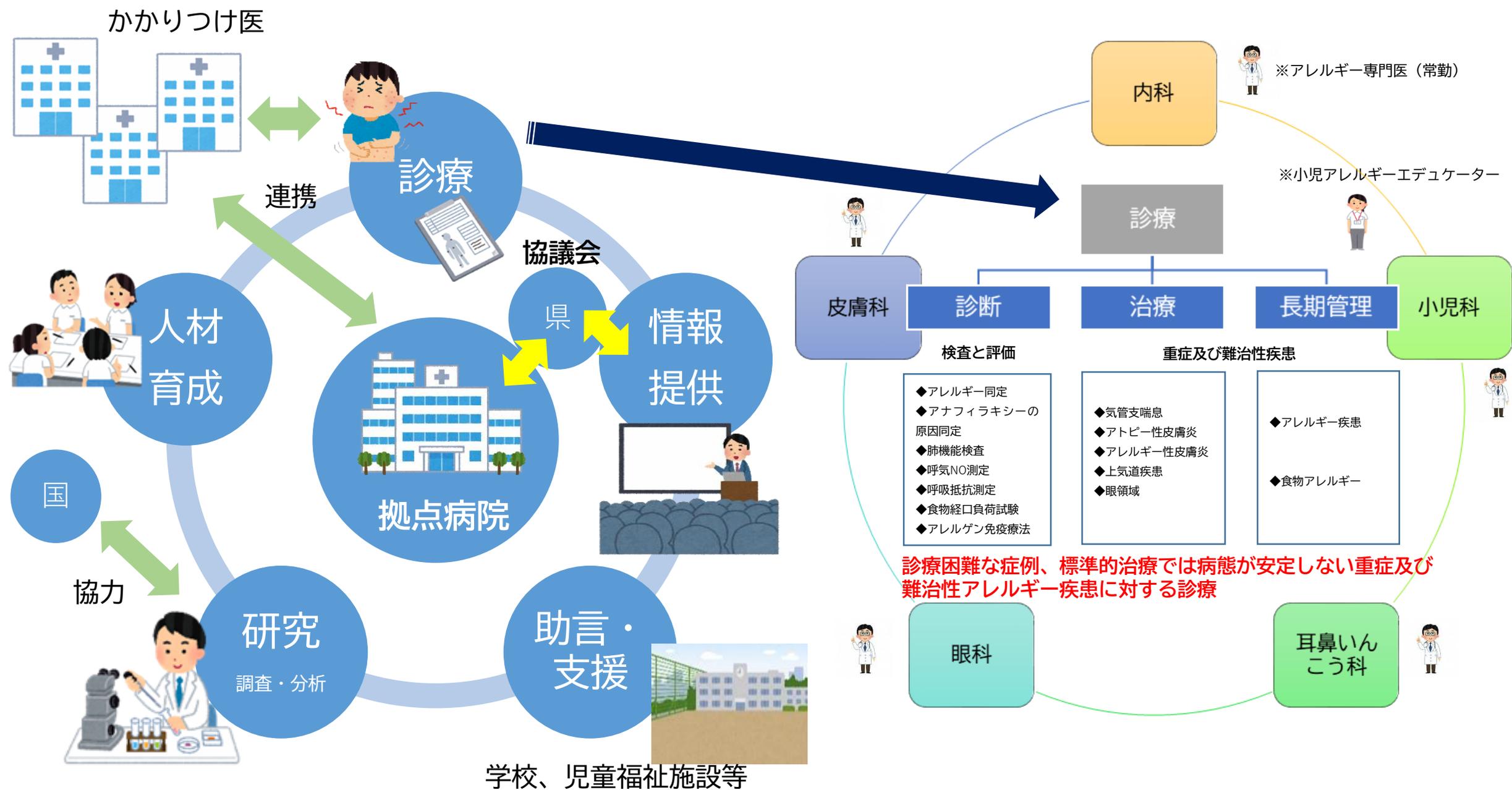
対象経費は、上記2に掲げる事業に必要なものとし、その内訳は、賃金、旅費、需用費(消耗品費、光熱水費)、役務費、使用料及び賃借料とする。

7 事業実施上の留意事項

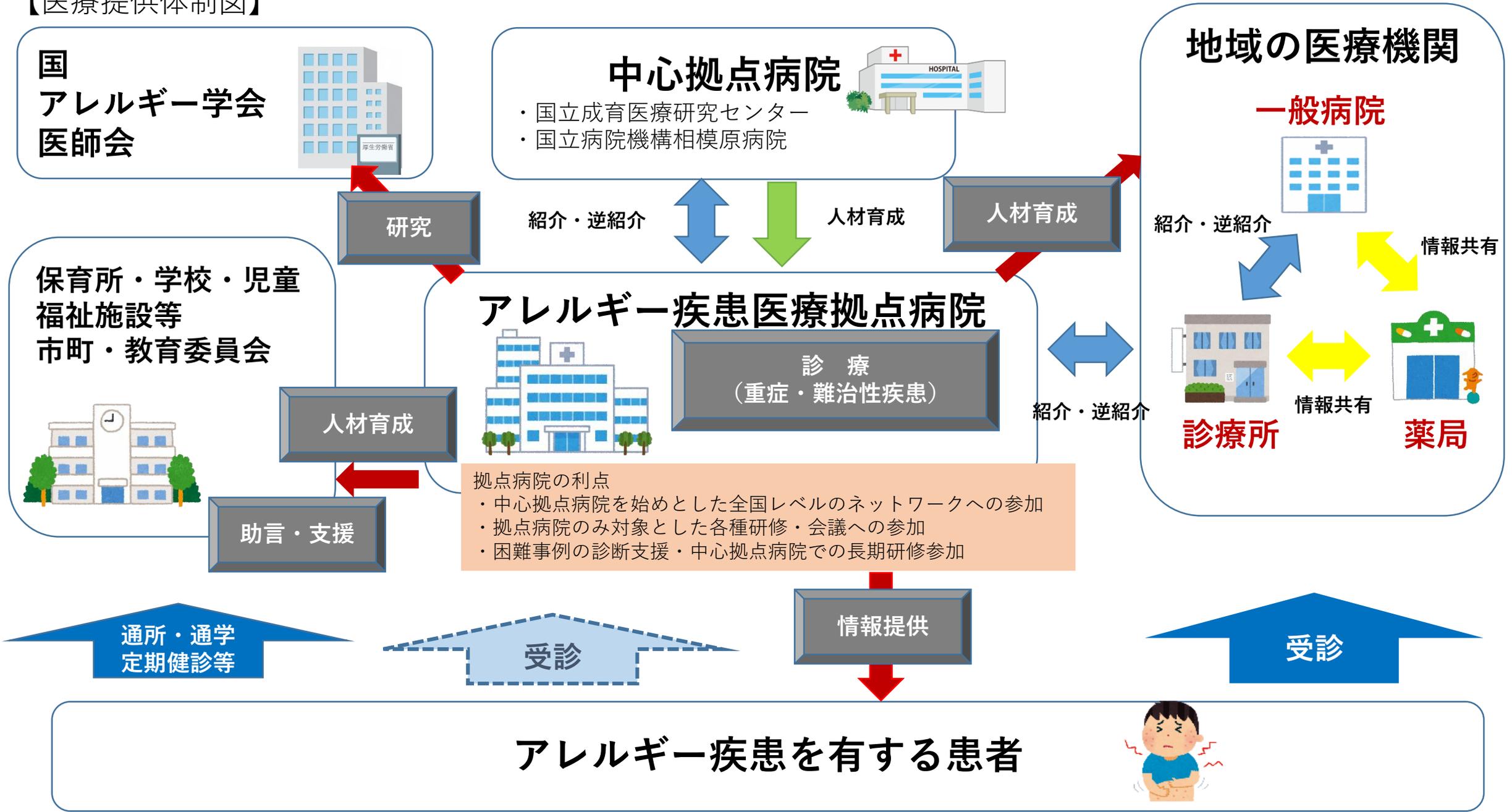
(1) 大学病院は、事業の実施に当たり、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、関係機関等と連携を図りつつ、これを行うものとする。

(2) 大学病院は、業務の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正かつ慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するものとする。

アレルギー疾患拠点病院の役割と要件



【医療提供体制図】



アレルギー疾患医療拠点病院での活動 (愛媛大学医学部附属病院での WG における議論と企画)

1 アレルギー学会専門医制度の状況

2023 年度 4 月より開始予定であった一般社団法人日本アレルギー学会におけるアレルギー専門研修新制度について、作成方針を定め、完成した申請書類について確認し、申請書類を提出した。その後、学会より機構認定アレルギー専門医の整備基準の審査が全国一律に保留となったこと、研修開始の延期についての報告があったことについて説明した。

2 拠点病院連絡会議の報告

令和 4 年 3 月 29 日に開催された令和 3 年度アレルギー疾患医療全国拠点病院連絡会議での資料について WG 内で共有を行った。

また、独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センターの海老澤センター長による「都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の機能評価指標に関する研究」についての調査結果について共有した。

3 市民公開講座、ホームページ作成の企画

平成 4 年 12 月 11 日に企画している市民公開講座(第 84 回ヘルスアカデミー)について議論した(別紙参照)。

また、今年度のアレルギー疾患医療拠点病院としての活動目標として、市民公開講座を開催することとの他に、ホームページを作成することを企画している。既存の病院ホームページに愛媛大学医学部附属病院がアレルギー疾患医療拠点病院と記載するように依頼することとした。

4 愛媛小児吸入療法研究会の活動への協力について

アレルギー疾患医療拠点病院としての実施要項にある医療的活動の実施として、愛媛小児吸入指導インストラクター制度への協力依頼があったことについて議論をした。

本制度への支援が承認され、小児科以外の診療科における同様の活動についても、もしあれば、受託事業としての支援について検討することになった。

第 84 回ヘルスアカデミー 講演概要 (予定)

日時：令和 4 年 12 月 11 日 (日) 13:00 ~ 16:00 (12:30 開場)

場所：伊予鉄高島屋 9F ローズホール

当日のタイムスケジュール：

12:00 講師会場 (伊予鉄高島屋 9F ローズホール) 入り

12:30 開場 (参加者受付開始)

13:00~15:00 開会挨拶 日浅陽一 アレルギー疾患 WG 委員長

【第一部 (講演) 15 分×6 題】

※呼吸器内科、小児科、耳鼻科、眼科、皮膚科、消化器内科の順で講演

1. 呼吸器内科： 濱口直彦
「これだけは知っておきたい気管支喘息の症状と治療」
2. 小児科： 岡本典子
「食物アレルギーについて」
3. 耳鼻咽喉科： 青石邦秀
「アレルギー性鼻炎について」
4. 眼科： 原 祐子
「アレルギー性結膜炎 治療のコツ」
5. 皮膚科： 武藤 潤
「知っておきたいアトピー性皮膚炎の治療」
6. 消化器内科： 吉田 理
「消化器内科におけるアレルギー・免疫異常」

15:30~16:00

【第二部 (質疑応答) 30 分】

16:00 閉会挨拶：江口真理子 アレルギー疾患 WG 副委員長

(3) 乳アレルギー用ミルクの使用量調査について

愛媛県小児科医会アレルギー疾患対策委員会 久寿 正人

2006年から愛媛県小児科医会と愛媛県医師会が行ったアレルギー対策活動の一部は、愛媛県小児科医会ホームページ（アレルギー疾患対策委員会）に記録しておりますので、参考にされて下さい。

現在、日本小児アレルギー学会の「大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案について」（資料6-2）を参考に、愛媛県下のアレルギー用ミルクの使用量の実態調査を考えています。

現在、令和4年8月今治市開催予定の第15回愛媛こどもの食物アレルギーシンポジウムに先立ち、今治市の保育園・幼稚園等への食物アレルギー実態調査アンケートにおいて、乳アレルギー用ミルク（ニューMA-1、MA-mi、ミルフィー）の昨年度年間消費量（購入量）の調査を予定しています。

平成 30 年 12 月

関係各位

日本小児アレルギー学会 理事長 藤澤隆夫
災害対応委員会 委員長 三浦克志**大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案について**

大規模災害が続く昨今、貴職におかれましては一層の防災対策を進めておられることと存じます。小児のアレルギー疾患を専門としております当学会は、東日本大震災、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震等の際にアレルギー疾患を有する子どもたちへの支援活動をさせていただきましたが、その後、アレルギー疾患を有する者への災害時支援のあり方について検討いたしました。

災害時、何らかの病気を有する者は被災者の中でもより多くの困難に直面されますが、アレルギー疾患においては、とくに食物アレルギーが問題となります。食物アレルギーを有する者が、該当するアレルゲンを含む食品を食べると、ときに生命に関わるような症状（アナフィラキシーなど）が起こりえます。そのため、避難所では食物アレルギーを有する者が安心して食べられる食品が供給されることが必要となります。

このような状況を鑑み、当学会では、2015 年 8 月に「大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案」を発表いたしました。最近のアレルギー診療の進歩及び社会状況の変化に対応しまして、この度、本提案を改訂いたしました。

つきましては、本提案（改訂版）について是非ご検討いただき、食物アレルギーを有する者が被災された際に、避難所において安心して過ごすことができるよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】日本小児アレルギー学会事務局
〒110-0005 東京都台東区上野 1-13-3 MY ビル 4 階
電話番号： 03-6806-0203
FAX： 03-6806-0204
Email: office@jspaci.jp

大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案

日本小児アレルギー学会 災害対応委員会

1. アレルギー対応食備蓄についての基本的な考え方

目的：各避難所においても、食物アレルギーを有する者（小児・成人とも）に安全な食品を提供する

備蓄品目：食品表示法に規定されたアレルギー特定原材料・及びそれに準ずるもの（特定原材料等 27 品目）を含まない食品（以下、アレルギー用食品）

備蓄量：総備蓄食の 25%以上を目安とし、全ての避難所で入手可能なことを目指す

<根拠>

(1) 何らかの食物アレルギーを有する者の割合は、乳幼児で 5~10%、小中学生で 2.5~5%、成人でも数%と推計される¹⁾。

(2) それぞれの原因食物（アレルゲン）は様々であるが、特定原材料等 27 品目を含まない食品を用いることによって、95%以上の食物アレルギーを有する者は安全に摂取ができる。

2. 備蓄が推奨されるアレルギー対応食品

乳アレルギー用ミルク、アレルギー特定原材料不使用アルファ化米

【乳アレルギー用ミルク】

目的：乳アレルギーを有する乳児への主食提供

品目：乳たんぱく質消化調製粉末、調製粉末大豆乳

備蓄量：備蓄用ミルクの 3%

<根拠>

(1) 乳アレルギーを有する乳児は全体の約 2%と推計される¹⁾。

(2) 乳たんぱく質消化調製粉末は数種類あるが、中でも分解された乳たんぱく質（ペプチド）分子量の小さい方がアレルギー症状を誘発しにくい。

(3) 調製粉末大豆乳は、大豆アレルギーのない者であれば乳児に限らず全年齢で飲用可能。水にも容易に溶解する。

【アレルギー特定原材料不使用アルファ化米（以下、アレルギー用アルファ化米）】

目的：食物アレルギーを有する者への主食提供

品目：アレルギー用アルファ化米

備蓄量：備蓄するアルファ化米の 100%

〈根拠〉

- (1) 通常のアルファ化米には、鶏卵・牛乳・小麦・エビ・カニ・大豆・ゴマなど特定原材料等を含む商品があり、これらにアレルギーを有する者は食べることができない。また、特定原材料不使用アルファ化米は味覚、食感などが劣るものではなく、アレルギーを持たない者が通常、食べることに適している。
- (2) 通常のアムファ化米とアレルギー用アルファ化米は、専門的知識のない者には識別が困難で、両者が併存すると誤食の危険がある。また、過去の災害において、アレルギー用アルファ化米が通常のアムファ化米に紛れて提供され、必要とするアレルギーを有する者に渡らなかった事例がある。
- (3) アルファ化米を製造販売する各社では、災害用物資はアレルギー用アルファ化米を中心に生産が進んでおり、流通量や價格的にも問題なく導入できる。

参考文献

- 1) 日本小児アレルギー学会：食物アレルギー診療ガイドライン 2016

以上